

指名業者 殿

公益社団法人 あおもり農林業支援センター 理事長

請負工事に関する指名競争入札の執行について(通知)

下記の工事について、貴社(殿)を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合は、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出して下さるようお願いいたします。

また、本件入札に参加する場合は、経営事項審査(第4号様式の2)及び指名停止の措置等(第4号様式の3)に係わる書類を期日までに提出してください。

記

- 1 工事番号 農公社第4号
- 2 工事名 日の本中央畜担第11号工事
- 3 工事場所 上北郡東北町字夫雑原地内
- 4 工期 平成31年3月25日
- 5 予定価格 270, 368, 280円(消費税込み)
- 6 工事概要 酪農機器設置工事(家畜保護施設)
- 7 設計図書及び契約図書の縦覧
  - (1) 日時 平成30年9月10日(月) から  
平成30年9月26日(水) まで
  - (2) 場所 公益社団法人あおもり農林業支援センター ホームページヘッダー  
タを掲載。 <http://www.aoimori-norin.jp/>
- 8 現場説明 無し
- 9 経営事項審査

下記書類の提出により、平成29年2月28日(契約締結予定日平成30年9月28日より1年7か月前の日)以降に経営事項審査を受けていることを確認する。

  - (1) 経営事項審査届出書(第4号様式の2)
  - (2) 添付書類
    - (ア) 経営状況分析結果通知書の写し 1部
    - (イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 1部
  - (3) 提出について
    - (ア) 提出方法 郵便による
    - (イ) 提出期限 平成30年9月26日(水)
- 10 指名停止の措置等

下記書類の提出により、地方公共団体等から指名停止の措置等を受けていないことを確認する。

  - (1) 契約に係る指名停止等に関する申立書(第4号様式の3)
  - (2) 提出について
    - (ア) 提出方法 郵便による
    - (イ) 提出期限 平成30年9月26日(水)

11 入札執行

(1) 日時 平成30年9月27日(木) 午前10時00分

(2) 場所 青森市新町二丁目8-26  
青森県火災共済会館 6階 小会議室

12 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

13 保証金

(1) 入札保証金 免除する。(公益社団法人あおもり農林業支援センター会計処理規程第45条第1項第2号)

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1(契約金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5)に相当する契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金に代わる担保を提供させるものとする。ただし、次に該当するときはその納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公益社団法人あおもり農林業支援センターを被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

(イ) 過去2年間の間に国・地方公共団体、公社等又は公団等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 契約者から委託を受けた保険会社、金融機関との間に履行保証契約を締結したとき。

14 最低制限価格 有

なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

15 入札条件

(1) 公益社団法人あおもり農林業支援センターの入札者心得書を遵守すること。

(2) 経営事項審査を契約締結予定日(平成30年9月28日)の1年7か月前の日(平成29年2月28日)の直後の貴社(殿)の営業年度終了の日以降に受けていない場合は入札に参加させないこととする。

(3) 入札参加者が1名のときは入札を行わないこととする。

(4) 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。

(5) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等)にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものを、入札時に提出すること。

(6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日青監第323号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前にあつては、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間にあつては、契約を締結しないこととする。

16 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。